# 青年部会総会

#### 青年部会 部会長 栗本 剛志 (侑)栗本)

令和4年8月30日に、徳島県不動産会館3階会 議室において、青年部会総会を開催いたしました。 本年度も、新型コロナウイルス感染予防の為、 少人数での開催になりました。

今回の総会をもちまして、青年部会新部会長として、(株)出口不動産の出口大輔氏が就任となりました。新部会長と共に、役員も新体制となりました。

振り返れば、感染拡大防止のために、室内活動がほぼできず、アドプト事業の実施のみみたいな 結果になった事が悔しく思います。

新体制は年齢も若くなり、アグレッシブな活動をして頂けると思うので、協力し合い協会全体が良くなるように頑張って行きたいと思います。

2年間、本当に有難う御座いました。

尚、青年部会は宅建協会所属で50歳未満の代表

者・宅地建物取引士です。

是非、該当される方はご協力頂ければ幸いです。

令和4・5年度 青年部会役員名簿

役 職	氏 名	商号					
部会長	出口 大輔	㈱出口不動産					
副部会長	栗本 剛志	(有)栗本					
副部会文	島勝 崇公	ありがとうございます㈱					
	浅井慎太郎	(有)浅井不動産					
運営委員	小西洋一郎	㈱小西商事					
	西木 麻朗	合同会社ニシキホーム					
監 事	前田 孝教	㈱大万不動産					

第1号議案 令和3年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件

第3号議案 役員選任に関する件

第4号議案 その他



栗本部会長



清水会長



出口新部会長



# 女性部会総会。研修会

#### 女性部会 副会長 中野 宏子(しまうま不動産)

令和4年6月16日休13時30分より徳島県不動産会館3階にて令和4年度女性部会総会を開催いたしました。

石塚監事が司会を担当し、藤枝部会長の挨拶から始まり、来賓の清水会長、喜田総務委員長から ご挨拶を頂きました。

議長選出の後、定足数発表、続いて議事録署名 人指名を行い、議事に入りました。

第1号議案 令和3年度事業報告の件

第2号議案 令和4年度事業計画案承認の件

第3号議案 役員改選案の承認の件

全ての議案が可決承認され総会は閉会となりました。

総会は昨年より多くの方に出席頂き、お忙しい 中誠に有り難うございました。新しい役員のメン バーで皆様と共に女性部会を盛り上げていきたい と思っております。

この日は総会後に『不動産無料相談所におけるトラブル事例』のテーマで研修が行われ、不動産 無料相談所長の藤澤氏より相談所業務の説明と、 相談が多い事例を匿名性を持たせた上でご紹介頂 き、普段お客様達がどのような点でご相談に来ら れ、どういう対応がなされているのかを分かりや すく説明頂き、普段気づかない点も多く大変勉強 になりました。

女性部会では今後も私たちの仕事に役立つ研修 等を計画していく予定です。会員の皆様も是非研 修会等に参加いただくとともに、今後予定の会員 相互の親睦を深める活動をご利用頂ければと思い ます。女性部会の運営等でご不明な点や取り上げ て欲しい研修内容はいつでも受け付けていますの で、お気軽にご連絡ください!



清水会長



喜田総務委員長



藤枝部会長



藤澤不動産無料相談所長



## 女性部会研修会

#### 女性部会 運営委員 宮田めぐみ (Link)

令和4年9月26日(月)午後1時30分より、徳島県 不動産会館3階で、女性部会の研修会が行われま した。

18名が参加し、初めに友成研修委員長が挨拶を述べられ、続いて、講師である副会長兼不動産無料相談所長の藤澤健司氏より、テーマ「関係法令についての勉強会〜知見を深めて、レベルアップ〜」の研修が始まりました。

令和2年4月に民法が改正され、従来の「瑕疵 担保責任」は「契約不適合責任」へと変わりまし た。その契約不適合責任は、目的物の種類・品質 及び数量が契約の内容に適合しない場合に負う契 約責任であること。また、任意規定であるため原則として特約で免責できるが、一部には免責が認められない例外もあるため、具体的な事案に合わせた調整も重要で、顧問弁護士による法律相談や、ハトサポからの特約・容認事項文例集の活用についてなど、説明してくれました。研修会後の質問の時間には、中古物件などで現況の写真撮影やアスベスト調査の事や、市役所での調査の仕方なども詳しく教えて頂き、とても有意義な研修会になりました。

取引の実務でトラブルにならないように、このような研修会に今後も参加したいと思いました。



友成研修委員長



講師:藤澤不動産無料相談所長



# 会議報告 -----



### 令和 4 年度 第 2 回臨時理事会 令和 4 年 7 月 13日 域 徳島県不動産会館

審議事項	決議事項						
(1) 旅費規程に端を発した諸問題の真相究明のた	(1) 調査監事団(仮称)を設置し、弁護士、税理						
めの調査委員会の設置について	士等、専門家のサポートを受けながら調査を行						
	うこととなったが、専門家への相談料など、費						
	用が発生するものについては、事前に理事会に						
	見積もりを提出することとなった。						

#### 今和 4 年度 第 3 同理事会

#### 今和 4 年 9 日17日が、流阜グランヴィリオナテル

7114千皮 为304争公	令机4年8月1/日欧 徳島グランワイリオホテル
審議事項	決議事項
(1) レインズIF変更及び公取規約変更に伴う11- 23.comシステム改修について	(1) システム改修を行わないと物件登録時にエラーが発生することから改修を行うこととなった。
(2) 国土交通大臣表彰並びに褒章・叙勲受章に伴う伝達式等の出席に要する所費交通費・報酬について	(2) これまで旅費・報酬が支払われていたが、定款諸規定に記載がないため、この機会に追加することとなった。

## 頭の体操

読めますか、分かりますか 答えは P.7

帰命頂礼 輾転反側



## 委員会報告



#### 総務委員会

令和4年度

第2回 令和4年7月12日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



令和4年度

第3回 令和4年9月20日

(1) 会費等に関する規定の見直しについて

(2) その他

#### 広報委員会

令和4年度

第1回 令和4年7月1日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) 「TOKUSHIMA TAKKEN」第177号の編集について
- (3) 「TOKUSHIMA TAKKEN」第178号の発刊について
- (4) その他



#### 研修委員会

令和4年度

第1回 令和4年7月8日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



令和4年度

(1) 本部研修会の開催について

第2回 令和4年9月15日

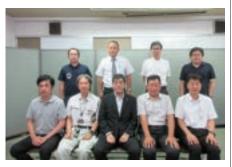
(2) その他

#### 流通情報委員会

令和4年度

第1回 令和4年7月21日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



#### 財務委員会

令和4年度

第1回 令和4年7月6日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



#### 綱紀委員会

令和4年度

第1回 令和4年7月5日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



令和4年度

第2回 令和4年10月13日

- (1) 会員事務所の巡回について
- (2) その他

#### 不動產無料相談所員会

令和4年度

第1回 令和4年7月21日

- (1) 令和4年度事業執行について
- (2) その他



#### 令和4年度

## 宅地建物取引士資格試験

令和4年度の宅地建物取引士資格試験が、10月 16日(日)四国大学において実施されました。

今年度の徳島県における受験申込者は941名、 受験者数755名、受験率80.2%でした。 なお、合格発表は11月22日(火)で、徳島県と協会 掲示板へ掲出される他、(一財) 不動産適正取引 推進機構及び徳島県宅建協会ホームページに掲載 されます。



監督員説明会





### 頭の体操(答え)

帰命頂礼 きみょうちょうらい 地に頭をつけて仏を拝すること 心から仏に帰依すること

**輾転反側** てんてんはんそく 何度も寝返りを打つこと 思い悩み、なかなか寝付かれないさま



# 宅地建物取引士資格試験実施結果



#### 令和 4 年度宅建試験(10月実施分)受験状況【速報】

			一般	申込者	(人)	登録講習修了者(人)			全 体(人)				
			申込者	受験者	受験率	申込者	受験者	受験率	申込者	受験者	受験率		
	北海	事道	6,554	5,154	78.6%	1,576	1,429	90.7%	8,130	6,583	81.0%		
北	青	森	1,020	814	79.8%	159	142	89.3%	1,179	956	81.1%		
海道	岩	手	1,139	908	79.7%	260	232	89.2%	1,399	1,140	81.5%		
坦	岩宮	城	4,078	3,144	77.1%	911	806	88.5%	4,989	3,950	79.2%		
東	秋	田	730	561	76.8%	141	130	92.2%	871	691	79.3%		
東北	山	形	910	709	77.9%	149	133	89.3%	1,059	842	79.5%		
	福	島	2,159	1,748	81.0%	374	342	91.4%	2,533	2,090	82.5%		
- 시ト	茨	城	3,321	2,634	79.3%	654	564	86.2%	3,975	3,198	80.5%		
北関	栃	木	2,258	1,798	79.6%	444	399	89.9%	2,702	2,197	81.3%		
東	群	馬	2,318	1,814	78.3%	427	384	89.9%	2,745	2,198	80.1%		
甲	新	潟	2,305	1,780	77.2%	321	290	90.3%	2,626	2,070	78.8%		
信越	山	梨	1,040	820	78.8%	157	137	87.3%	1,197	957	79.9%		
162	長	野	2,450	1,962	80.1%	392	356	90.8%	2,842	2,318	81.6%		
_	埼	玉	15,506	11,891	76.7%	3,944	3,505	88.9%	19,450	15,396	79.2%		
都	千	葉	12,995	10,023	77.1%	3,120	2,768	88.7%	16,115	12,791	79.4%		
三	東	京	45,847	34,053	74.3%	13,053	11,452	87.7%	58,900	45,505	77.3%		
県	神為	川	20,262	15,894	78.4%	5,770	5,108	88.5%	26,032	21,002	80.7%		
	富	山	1,126	871	77.4%	210	191	91.0%	1,336	1,062	79.5%		
北	石	Ш	1,588	1,239	78.0%	316	288	91.1%	1,904	1,527	80.2%		
陸	福	井	723	566	78.3%	151	135	89.4%	874	701	80.2%		
•	岐	阜	2,330	1,865	80.0%	381	338	88.7%	2,711	2,203	81.3%		
東海	静	岡	5,068	4,093	80.8%	793	720	90.8%	5,861	4,813	82.1%		
	愛	知	12,633	9,878	78.2%	2,594	2,322	89.5%	15,227	12,200	80.1%		
	三	重	1,933	1,549	80.1%	253	228	90.1%	2,186	1,777	81.3%		
	滋	賀	2,129	1,682	79.0%	367	326	88.8%	2,496	2,008	80.4%		
近	京	都	5,094	3,970	77.9%	949	863	90.9%	6,043	4,833	80.0%		
	大	阪	20,616	15,990	77.6%	5,144	4,570	88.8%	25,760	20,560	79.8%		
<b>€</b> 1€	兵	庫	10,180	8,191	80.5%	1,807	1,618	89.5%	11,987	9,809	81.8%		
畿	奈	良	2,309	1,817	78.7%	376	333	88.6%	2,685	2,150	80.1%		
	和哥	_	976	780	79.9%	135	124	91.9%	1,111	904	81.4%		
	鳥	取	527	406	77.0%	56	52	92.9%	583	458	78.6%		
	島	根	700	553	79.0%	68	62	91.2%	768	615	80.1%		
中	岡	山	2,643	1,992	75.4%	513	465	90.6%	3,156	2,457	77.9%		
国	広	島	4,572	3,594	78.6%	838	728	86.9%	5,410	4,322	79.9%		
•	山		1,575	1,257	79.8%	309	278	90.0%	1,884	1,535	81.5%		
四国	徳	島	823	646	78.5%	118	109	92.4%	941	755	80.2%		
	香	川	1,368	1,044	76.3%	216	197	91.2%	1,584	1,241	78.3%		
	愛	媛	1,687	1,330	78.8%	262	235	89.7%	1,949	1,565	80.3%		
	高	知	725	556	76.7%	113	102	90.3%	838	658	78.5%		
	福	岡	11,001	8,529	77.5%	2,631	2,362	89.8%	13,632	10,891	79.9%		
-1.	佐	賀	988	752	76.1%	185	169	91.4%	1,173	921	78.5%		
九州	長	崎	1,512	1,271	84.1%	208	196	94.2%	1,720	1,467	85.3%		
•	熊	本	2,673	2,103	78.7%	509	457	89.8%	3,182	2,560	80.5%		
沖	大	分	1,451	1,132	78.0%	263	250	95.1%	1,714	1,382	80.6%		
縄	宮	崎	1,219	964	79.1%	200	175	87.5%	1,419	1,139	80.3%		
	鹿児		1,982	1,562	78.8%	336	298	88.7%	2,318	1,860	80.2%		
	沖	縄	3,962	3,133	79.1%	698	632	90.5%	4,660	3,765	80.8%		
	合討		231,005	179,022	77.5%	52,851	47,000	88.9%	283,856	226,022	79.6%		



#### 最近の裁判例から

#### - 契約締結上の過失 -

賃借申込人が契約締結直前に一方的に交渉を破棄したことによる賃貸人からの契約締結上の過失に伴う損害賠償請求が認められた事例

(東京高判 平30・10・31 金融商事判例1557-26)

転貸人が既存テナント退出に伴い後継テナントを募集したところ、これに応じた賃借申込人との交渉がなされ、契約条件について合意に達したにもかかわらず、賃借申込人が契約締結を拒否し、一方的に交渉を打ち切ったとして、転貸人が新賃借人からの賃料収入が得られるまでの間の賃料相当損害金等の支払いを求めた事案において、転貸人の請求が一部認められた事例(東京高裁平成30年10月31日判決金融商事判例1557-26)

#### 1 事案の概要

都内に所在するビルを一括賃借していたX (原告・被控訴人、マスターリース会社・転貸人)は、店舗の1区画(以下「本件物件」 という)のテナントから退去予告通知を受け たことから、平成28年10月頃、管理運営業務 を委託していたAをして、契約形態:定期建 物賃貸借契約、契約期間:平成29年2月から 10年間、敷金:賃料の10か月分を条件として 賃借希望者を募る賃料入札を実施した。

これに応札したY(被告・控訴人、飲食店経営)は、最高額の応札者ではなかったが、その後に近隣に閉店予定の既存店があるため出店意向が強い旨を申入れ、提示賃料を引上げた。これを受けてXとAは、Aを通じて賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という)締結に向けた交渉を開始し、入札時に最も好条件を提示した賃借申込人との交渉を打ち切った。

同年11月、AはYに対して、入札条件を踏

まえた賃貸借契約書(以下「本件契約書」という)の案文を送付し、その後Yの依頼に基づく再契約に係る契約条項についての交渉や各種資料等の提示要請へのAの対応が続けられた。同年12月22日、YはAに対して、リーガルチェックが終了し、早急に内装工事に着手したいとして、製本済本件契約書の交付を求め、これを受領したが、同月27日、Yの代表者の了解が得られないとして、再契約に係る契約条項の再交渉を求めた。

平成29年1月6日、YからAに、再交渉結果を踏まえて修正された本件契約書の交付を求める連絡があり、その翌日にXが未調印の本件契約書がYに交付され、Xは本件賃貸借契約締結に係る社内手続きを完了させた。

その後もYの各種資料の提示依頼にAが対応するなか、同月12日、YはAに対して、Yの代表者の出張により本件契約書の押印に時間を要する旨連絡したところ、前倒しすることで合意していた同月16日の賃貸借開始日が迫っていたこともあり、同月16日にAは一旦本件契約書をYから回収し、その日のうちにXは押印を完了し、これをYに交付した。

その後AはYに対する本件契約書への記名 押印を依頼していたところ、退去予定だった 近隣既存店について、耐震補強工事完了後に 再度賃借できる可能性がでてきたため、本件 賃貸借契約を締結しない可能性がある旨をY から伝えられた。同年2月1日、XはYに対 して本件契約書への記名押印を求めるととも に、1週間以内にこれに応じない場合は、本



.....

件賃貸借契約を解除する旨の通知をしたところ、同月3日にYは1月27日に本件賃貸借契約の申込を撤回しており、契約締結意思がないと回答した。

これに対してXは、同年3月にYに信義誠 実義務違反があったとして、代替テナントか ら賃料収受ができた時までの賃料相当損害金 等として、2051万円余の支払いを求めて提訴 したところ、第一審では代替テナントとの賃 貸借開始日までの賃料相当損害金等として、 1411万円余の請求が認められたことから、こ れを不服としたYが控訴した。

#### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Yの控訴を 棄却した。

(契約締結上の過失の有無)

Xは入居者募集にあたり、定期建物賃貸借契約とすることを条件としており、Yもこれを認識の上入札に参加したこと、及びYとの交渉にあたりXとAは、定期建物賃貸借契約の性質を損なうような契約条項の変更には応じられない旨を一貫して主張していたこと、が認められる。

本件賃貸借契約の締結交渉は、一連の交渉を積み重ねて契約締結の準備が行われ、遅くとも賃貸借開始予定日であった平成29年1月16日には、Xに本件賃貸借契約の成立が確実であるとの合理的な期待を抱かせるに至ったものというべきであり、平成28年12月27日以降に契約条項の文言を巡って最終調整が行われたものの、Yによる度重なる契約条項の修正依頼は、定期建物賃貸借という契約交渉当初からの前提条件を、製本済賃貸借契約書が交付され押印直前となった段階に至ってから覆すものといわざるを得ず、Xの上記期待を正当な理由なく侵害するものとして、信義則に反する行為と認めるのが相当である。

よって、Yの信義則違反にあたらないとする主張は採用できないことから、Yは本件賃貸借契約の締結交渉を破棄したことにつき、不法行為責任を負う。

#### (損害額)

Xは、Yから本件賃貸借契約の締結意思がない旨の通知を受けた2月3日以降、改めて本件物件の賃借人募集と交渉を開始し、同年5月31日を賃貸借開始日とし、当初2か月間をフリーレントとする賃貸借契約を代替テナントと締結したことが認められる。Xは、フリーレント期間中の賃料相当損害金の支払いも求めているが、その期間の設定が代替テナントとの賃貸借契約締結に必要不可欠であったとは認められず、Xに認められる賃料相当損害金は、本件賃貸借契約において予定されていた賃料額の1月16日から5月30日までの期間分に相当する1411万円余となる。

#### 3 まとめ

本事例は、賃貸人が求めた賃借人の契約締結上の過失に基づく賃料相当損害金の請求が 一部認められたものである。

本事例のように、相手方に契約の成立が確 実であるとの合理的な期待を抱かせ、その期 待を正当な理由なく侵害した場合には、契約 締結上の過失があったとして、損害賠償請求 が認められることもあることから、実務にお いても留意する必要があろう。

なお、事業用建物の賃貸借契約について、 契約締結義務違反が認められた事例としては、 東京高判平20·1·31 (RETIO73-190) が、否定 された事例として、東京地判 平28·1·21 (RETIO 111-84) や東京地判 平22·2·26 (RETIO84-112) があることから、併せて参考にされたい。





- ●長芋、サツマイモ、レンコン、かぶ、ニンジン、 エリンギをそれぞれ食べやすい大きさに切る。 レンコンは皮をむき、切った後で5分ほど水 に浸す。その他は皮付きのままにする。
- ②アルミホイルを皿状に整え、オリーブオイル 小さじ1を底面にのばし、①を並べる。酒と塩 をまぶし、上からホイルを隙間なくかぶせて 覆う。
- ⑤②に耐熱容器に載せ、オーブンに入れる。 240℃で30~40分間が目安(具の大きさ、 厚さによって加減する)。
- ◆ パセリをみじん切りにする。オリーブオイル 大さじ3を小鍋でよく熱し、火を止め、すぐ パセリを入れて焦げないようによく混ぜる。
- **⑤⑤**が焼きあがったら、ホイルをめくり、**④**のオイルを熱いうちにまんべんなくかけてまぶす。 レモンと粗塩を添える。



長芋
エリンギ············50分 オリープオイル······小さじ   と大さじ3 酒·······大さじ3 塩····································
パセリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜 レモン・・・・・・・・・適宜 粗塩・・・・・・・・・・・適宜

長芋は栄養価が高く消化が良いため、古くから滋養強壮の野菜として親しまれています。

ニンジンは、ビタミンAの宝庫と言われ、体内の粘膜を正常に働かせる作用があり、サツマイモ、レンコンに含まれるビタミンCは白血球の働きを強化し、免疫力を高めます。

かぶは、葉・根・皮の全てを無駄なく食べられます。葉はβカロテンが豊富に含まれており、抗発ガン作用や免疫賦活作用で知られていますが、その他にも体内でビタミンAに変換され、健康維持し、呼吸器系統を守る働きがあるといわれています。

このように、冬に旬を迎える野菜の中でも特に根菜類は、食べると血行をよくしたり、代謝をアップさせる野菜であることがよく知られています。なぜ体を温める作用があるかというと、それは水分が少なく、ビタミンC、Eや鉄などをはじめとするミネラルを多く含むものが多いためだと考えられています。







### 近年パソコン、スマホを使用する生活が多くなり、 下を向く時間が増えていませんか?

15°下を向くと首にかかる負担は 10kg以上かかるとも言われています。

姿勢の悪さは慢性的な肩こり、腰痛、首痛から自律神経の不調など様々な不調を引き起こす可能性もあります。

そこで姿勢改善に特化した運動メソッドにピラティスがあります。

インナーマッスルを中心に鍛え、身体の土台作りを行います。 身体の機能改善からケガの予防まで行えるとしてプロアスリートも取り入れるようになっています。

今回紹介する動作は、日々の生活にも取り入れやすいので、仕事の合間や休憩時間に取り入れてみましょう。まず、椅子を準備し、坐骨を椅子にあてた状態で鼻呼吸を5回行ってください。 その際、背伸びをすることで背筋が伸び、頭が上に引っ張られて姿勢を正します。

近年マスク生活によって口呼吸の方が増えているようで、口呼吸は雑菌が増えやすく、鼻呼吸が理想とされています。 日々の生活に取り入れやすい動作から、ぜひお試しください。

姿勢改善専門ニュートラル

板野郡藍住町徳命前須東8-1 梅原 裕介 [L] **050-1282-3689** 

# 会員の異動

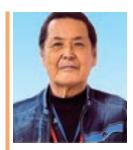
# 新 入 会 員 のご紹介

- ①支部名
- ②商号
- ③商号の由来
- ④代表者氏名
- ⑤取引士氏名
- ⑥従業者氏名
- ⑦事務所所在地
- $\otimes$ TEL·FAX
- ⑨代表者の趣味・特技
- ①県央支部
- ②(株)三木組
- ④日野 陽一
- ⑤日野 弘子
- ⑦吉野川市川島町桑村625
- ® **E** 0883 − 25 − 2572
- ①徳島中央支部
- ②NICONLL建築事務所㈱
- ④石原 佳典
- ⑤石原 佳典
- ⑦徳島市佐古六番町11番8号 1Aヒトザイビル
- 8 IEI 088 678 2575FAI 088 678 2578

- ①徳島中央支部
- ②(株)エムエス
- ④森 誠二
- ⑤篠原 裕美
- ⑥西岡 美紀
- ⑦徳島市蔵本町二丁目11 ダイバーシティビル 2 F
- 8 EU 088 633 8138 FAX 088 - 633 - 8138
- ⑨ゴルフ
- ①下板支部
- ②株BASE
- ④粟田宗一郎
- ⑤粟田宗一郎
- ⑦板野郡北島町鯛浜字西ノ須64-11
- 8 E 088 678 2841 FM 088 - 678 - 2842
- ①下板支部
- ②(株)蔭山工務店
- ④蔭山 和也
- ⑤蔭山 和也
- ⑦板野郡藍住町勝瑞字幸島133-8
- 8111088 679 1689
  - FAX 088 679 1689



- ①小松島‧那賀勝浦支部
- ②藍不動産
- ③東京在住だった10年以上前から、 徳島の「藍染め」をPRするため、 芸名「藍」で三味線奏者として活動。愛着のある「藍」を商号に用 いた。「藍行政書士事務所」も運営。
- ④遠藤真紀子
- ⑤ 遠藤真紀子
- ⑦那賀郡那賀町中山字小延16-1
- ® EU 090 − 4066 − 9163 FAX 0884 − 63 − 0120
- ⑨仕事にしている三味線や日本舞踊、 小鼓や締太鼓などの打物、ピアノなど。 日本の古典邦楽や伝統楽器を特に愛 しています。インターネットでのマーケティ ングやWEBサ小構築も得意です。



- ①徳島中央支部
- ②(株)光土地
- ④吉中 元治
- ⑤細川 壯
- ⑦徳島市佐古三番町4-24
- $8 \times 088 679 8662$ 
  - $\overline{\text{FAX}} 088 679 8664$
- ⑨マリンスポーツ

#### ■廃 業

支 部	商号	代表者	事務所所在地	廃業年月日	備考
徳島中央	こだから土地開発	篠原 幸男	徳島市西大工町 4-32-1	4. 3. 30	死亡
徳島南	(株) ゲーン ボーク	岡田 育大	徳島市中昭和町1-3	4. 6. 30	
徳島北	和光食品物	勢井 正博	徳島市福島1-4-9	4. 6. 30	
県 西	(有) 藤 本 宅 建	藤本 周作	美馬市美馬町字谷口36-5	4. 8. 25	
徳島南	㈱徳島設計工房 徳島店	賀勢 正和	徳島市昭和町1-11 徳島ビル4F	4. 9. 1	支店廃止/ 本店移転
徳島南	明 宝 土 地	川口 浩矢	徳島市上八万町上中筋588-11	4. 9. 5	
徳島中央	ハピネス興産衛	勝浦 邦隆	徳島市南島田町2-115-1	4. 9. 20	
徳島南	三興マネージメントサービス㈱	遠藤 和輝	徳島市三軒屋町外24-86	4. 9. 30	
徳島中央	(有) さくらや	板東 均	徳島市新町橋1-6	4. 10. 7	
小松島· 那賀勝浦	浜 崎 不 動 産	濵崎美津江	小松島市南小松島町7-57	4. 10. 16	

#### ■組織変更

支	部		商		号		代才	長 者	事務所所在地	免許年月日			備	考
徳島	島 南	(株)	成	宝	土	地	ЛП	浩矢	徳島市上八万町上中筋588-11	4.	9.	5	個人-	→法人

# 相談役への御礼

(公社) 徳島県宅地建物取引業協会の相談役を3期務められました川浦正夫氏、出口建夫氏、 木村正美氏が、任期満了となりました。

長きにわたり協会へご尽力いただきまして、改めて敬意を表しますとともに心より感謝申し 上げます。

ますますの御発展と御活躍をお祈り申し上げます。





こんにちは。稲刈りも終わり朝夕段々と冷えて参りました。又、標高の高い山々からは紅葉の便りも届き、清々しい季節となりました。

今年は、年末にかけてインフルエンザと新型コロナウイルス感染の同時流行が懸念されています。会員の皆様には、なお一層感染予防に気を付けて、日常生活、お仕事に頑張ってください。さて、(TOKUSHIMA TAKKEN) では当協会 4年度の理事会、各委員会、青年、女性部会、宅地建物取引士試験の活動を紹介いたしております。

広報委員会では、会員皆様のお役に立てる、会員参加の情報誌を目指して努力して参ります。 今後ともご意見、ご愛読の程、よろしくお願いします。

広報委員長 松 本 武 夫

# ご寄稿ください!

- ○会員皆様のご趣味(Stress Free)、ご自慢のペット・お店の看板犬・珍しいペット等本誌「TOKUSHIMA TAKKEN」でご紹介させていただきたいと思います。
  - 原稿及び会社のPRを明記の上、写真と一緒に協会事務局まで郵送又はメールにてお送り下さい。
- ○短歌、俳句、川柳などのご寄稿もお待ちしております。

協会事務局広報担当:福富

(TEL: 088-625-0318 メールアドレス: t36takken.fk@gmail.com)

#### 「TOKUSHIMA TAKKEN」第 178 号

発行日 令和4年11月1日

発行人 会 長 清 水 哲 也

編集人 広報委員長 松 本 武 夫

発行所 (公社)徳島県宅地建物取引業協会

 $\mp 770 - 0941$ 

徳島市万代町5丁目1番5(徳島県不動産会館)

TEL (088) 625 - 0318 FAX (088) 625 - 3669

印刷 協徳島印刷センター (徳島市問屋町165)